

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-02		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	被保護者就労支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	北村	
			担当者名	篠原		内線	2624	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-04-04	被保護者就労支援事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区非常勤職員設置要綱			
実施基準	☐ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	就労意欲はあるが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、就業の実現に必要な支援を組織的に行い、被保護者の自立を助長することを目的とする。							
対象者等	被保護者のうち、稼働年齢層で就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者							
内容	令和3年度より「就労支援専門員（ハローワークOB等）の設置」から就労支援事業業務委託に移行し、更なる支援の充実を図る。 [対象者の選定] ・就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者の選定 [就労支援検討会] ・対象者、ケースワーカーとの三者間にて支援方針及び支援内容等を決定 [具体的支援] ・ハローワーク足立、就労支援コーナーあらかわ、JOB町屋等への同行及び各所職業相談部門担当者との連携 ・職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導 ・求人情報提供、面接指導、履歴書・職務経歴書作成指導ほか ・ケースワーカーとの連携（環境整備等） ・就労先開拓及び紹介、打診、面接同行 [就労支援結果の確認] ・就労状況確認・就労支援継続の要否の検討							
経過	平成17年 4月	事業開始（就労支援専門員 1名配置）						
	平成23年 4月	就労支援専門員を1名増員し2名体制実施						
	平成25年12月	就労支援コーナーあらかわ（ハローワーク常設窓口）設置						
	平成26年 7月	生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化）						
	平成27年 4月	生活保護法一部改正（「被保護者就労支援事業」の法令化）						
	平成30年10月	生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の算定基準見直し） ※最低給付額 単身世帯2万円 複数世帯3万円、積立率を一律10%に統一						
	令和 2年 4月	生活福祉課内に自立支援係設置						
	令和 3年 4月	被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施						
必要性	就労可能な被保護者に対し就職活動を支援することにより、自立の促進につなげることで生活保護制度の適正実施を図るために必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） ①就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導）、②ハローワーク足立等への同行、③会社訪問同行、面接等援助、④就業状況確認及び就職後のフォローアップ ⑤就労支援継続の要否の検討							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 就労人員(人)	24	23	13	36	60	プロポーザル選定の中で概ね6割程度の人数の試算があったため。	
	② 新規支援人員(人)	20	34	15	60	50	業務委託契約の仕様書に基づき算出	
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
重点的に推進	重点的に推進	就労可能な被保護者に対する就労への働きかけ等の支援により被保護者の自立を助長するため、重点的に推進する必要がある。						

(単位：千円)

備考	行政費用では、給与関係費が全体の約92%を占めている。物件費は、全額、特別旅費となっている。 行政収入では、国庫負担金として5,000,899円の収入があった。
----	---

問題	○新たに、ジョブサポート荒川を活用し、被保護者及び生活困窮者に対する支援策を、就労支援専門員やケースワーカーと共に連携し構築していく必要がある。
----	--

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	被保護者個々の能力評価や指導方針を適宜更新し、情報共有を図る体制を構築する。	毎月の支援状況報告に加え、日々の専門員の記録及び日報を新たに作成し、支援員の動きについてより把握することができた。	就労支援業務委託により、被保護者及び生活困窮者に対する支援策を強化していく。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

地区の実 施状況

況議	令和2年 決特 就労自立の件数について
----	---------------------

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-03		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	路上生活者等対策事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	北村	
			担当者名	篠原		内線	2624	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-15-01	路上生活者対策事業分担金						
	01-15-02	路上生活者自立支援事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱、ホームレス対策			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	特別措置法、生活困窮者自立支援法			
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者等に対して、生活相談等を行うとともに、都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者等の早期社会復帰に向けた支援を行う。							
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者等							
内容	1 路上生活者等の自立に向けた生活に関する相談等 2 都区共同事業「路上生活者対策事業」に基づいて設置された自立支援センターの利用承諾承認 [自立支援センター事業] (1)巡回相談 (2)緊急一時保護 (3)自立支援 (4)地域生活継続支援 ※平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し、新型自立支援センターとして再構築 [自立支援センター設置の考え方] (1) 各ブロック1ヶ所設置（5年間の持ち回り）、自立支援住宅は各ブロック40戸設置。 (2) 施設の建設は基本的に東京都が行い、管理運営は特別区が行い、特人厚が共同処理する。 (3) 経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。							
経過	平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結、11月 自立支援事業開始 平成13年 4月 荒川区に路上生活者自立支援相談員を設置、8月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結、11月 緊急一時保護事業開始 平成17年 2月 緊急一時保護センター荒川寮開設（平成22年2月閉鎖） 平成18年11月 全ブロックに緊急一時保護及び自立支援センター設置完了 平成20年 4月 路上生活者対策事業実施大綱改定（再構築） 平成25年 2月 全ブロックに新型自立支援センター設置完了（平成27年1月から設置二巡目） 平成27年 4月 生活困窮者自立支援法に基づき事業実施（従前はホームレス対策特別措置法） 平成29年 7月 ホームレスの自立支援等に関する特別措置法の10年間延長決定 令和 2年 1月 自立支援センター台東寮閉鎖 令和 2年 7月 自立支援センター荒川寮開設（令和7年1月まで）							
必要性	路上生活者等の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 利用承諾・処遇決定等は特別区、施設建設、住宅・職業相談体制等の確保調整は東京都が行う。 ※ 各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	自立者数(人)	7	12	4	3	15	R3年度実績（6月14日現在）
	②	自立支援センター入所者数(人)	18	9	20	3	20	R3年度実績（6月14日現在）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	路上生活者を対象にした都区共同事業であり、継続する。						

(単位：千円)行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

施 状 況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	生活扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	山崎		内線	2647	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		生活扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	生活保護受給者のうち、支給の必要な者							
内容	生活保護申請の意思がある区民からの相談を受けて申請を受理し、必要な調査を行ったうえで生活保護の要否を判定する。生活保護の必要な区民に対しては、生活保護法に基づく保護を開始し、最低生活に必要な金品を適正に支給するとともに、自立を支援する。 [生活扶助の範囲] ①衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送費 [生活扶助の実施原則] ①居宅保護を原則とする ②金銭給付を原則とする ③保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する ④居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。							
経過	昭和29年 5月	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知）						
	昭和59年度	基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る						
	平成元年度	補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正						
	平成12年度	介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算						
	平成18年 4月	老齢加算廃止						
	平成21年12月	母子加算（H21.4廃止）復活						
	平成25年 8月	生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額 平成27年4月完了）						
	平成26年 4月	消費税増税に伴う生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額後、2.9%増）						
	平成30年10月	生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額開始 令和2年10月完了）						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	①面接相談、申請受理 ②申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知 ③施設への収容、保護費の支給 ④自立助長のための生活指導・相談、病状把握等							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	被保護世帯（世帯）	5313	5205	5108	5210		毎年10月末時点
	②	被保護人員（人）	6370	6182	6002	6122		毎年10月末時点
③	窓口払件数（件）	781	408	116	100		毎年10月末時点	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。						

No2 (単位：千円)										
予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額			4,301,065	4,290,671	4,239,299	4,271,839	3,864,579	4,066,238	3,655,227	
決算額（3年度は見込み）			4,288,228	4,250,167	4,128,577	3,950,809	3,728,816	3,606,743	3,655,227	
実績の推移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
	基準生活延人員		70,384	70,155	69,981	69,392	66,436	64,676	66,500	
	基準生活費（千円）		4,097,304	4,061,669	3,948,642	3,758,318	3,528,235	3,412,808	3,530,000	
	その他生活費		190,924	188,498	179,935	192,491	200,581	212,246	200,000	
予算・決算の内訳										
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）				
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
扶助費	基準生活費等	3,728,816	扶助費	基準生活費等	4,066,238	扶助費	基準生活費等	3,655,227		
(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目	元年度	2年度	差額	勘定科目	元年度	2年度	差額		
	給与関係費	69,676	72,115	2,439	地方税等	0	0	0		
	物件費	0	0	0	国庫支出金	2,877,695	2,728,791	▲ 148,904		
	維持補修費	0	0	0	都支出金	44,201	48,670	4,469		
	扶助費	3,728,816	3,606,743	▲ 122,073	分担金及び負担金	0	0	0		
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0		
	減価償却費	0	0	0	その他	140,920	128,634	▲ 12,286		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	47,341	55,851	8,510	行政収入合計(a)	3,062,816	2,906,095	▲ 156,721		
	賞与・退職給与引当金繰入額	10,835	11,123	288	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 793,852	▲ 839,737	▲ 45,885		
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	3,856,668	3,745,832	▲ 110,836	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 793,852	▲ 839,737	▲ 45,885		
	特別費用(g)	19,037	7,328	▲ 11,709	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 19,037	▲ 7,328	11,709	当期収支差額(e)+(h)	▲ 812,889	▲ 847,065	▲ 34,176		
	備考	行政費用の約96%を生活扶助費が占める。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。行政収入についても、被保護者数の減少等により、国庫負担金が減となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護弁償金の生活扶助分となっている。								
問題点・課題	○長期化する新型コロナウイルスの影響により、失業や収入減少となった世帯を中心に、生活保護申請件数が増加することが予想されるため、今後は生活保護受給者数も増加していくものと見込まれる。 ○単身高齢者や精神疾患を患っている者の増加により、生活資金を計画的に消費できない被保護者が増加している。 ○複合多岐にわたる生活課題を抱える世帯の増加により、ケースワーカーの業務が煩雑化し増大している。									
問題点・課題の改善策										
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容			令和2年度に実施した改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	コロナ禍の下、最低限必要なものを選定して訪問調査活動を実施し、生活状況の把握に努める。			現下の状況を踏まえ、被保護世帯への電話連絡等により生活状況等を聴取し、訪問調査に代えることができた。			感染拡大の防止に十分に注意を払ったうえで訪問調査活動を行い、被保護者の生活状況の的確な把握に努める。			
②	分業を軸として業務の切出し及び見直しを行うことにより、ケースワーカー業務の負担軽減と適正化を図る。			コロナ禍により突発的な事務処理の増加もあったが、ケースワーカー業務の分業化により、負担軽減の効果を上げることができた。			新生活保護システム導入後の調査分析を行い、業務の適正化や分業の効果検証を進めていく。			
③	元年度の実績内容を踏まえ、係長会で精査し、口座払いへの変更を積極的に進める。			コロナ禍の状況も踏まえ、口座払いの利点をケースに丁寧に説明し、口座払いの件数の増加につなげることができた。			口座払いになっていない世帯について、継続して口座振込の勧奨の取り組みを行っていく。			
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)	
議会(要旨)質問状況	平成26年度	二月会議	冬季加算の基準改定について							
	平成27年度	二月会議	生活保護単身受給者死亡時の家財処分について							
	平成30年度	九月会議	生活保護基準改定の影響について							
			エアコン設置及び夏季加算の必要性について							
	令和2年度	決特	CW数及び事業委託について							

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-06		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	住宅扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	米山		内線	2638	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-02		住宅扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	生活保護受給者のうち借家等に居住している者							
内容	被保護者の必要に応じ、下記により住宅扶助を行う。 〔住宅扶助の範囲〕 ①住宅費（家賃・間代、地代、敷金等） ②住宅維持費（住宅維持のための補修等） 〔住宅扶助の実施原則〕 ①金銭給付を原則とする。 ②現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 ③保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。 〔住宅扶助の基準額〕 （平成27年7月以降） ○家賃等 単身世帯 53,700円以内 ○敷金等 279,200円以内（7人以上世帯 388,000円以内） ○契約更新料等 104,700円以内（7人以上世帯 145,500円以内） （令和3年4月以降） ○住宅維持費 一般基準 124,000円以内（年額）							
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円→104,700円） ※簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。 平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。 平成27年度 住宅扶助基準額の変更（世帯人数区分の細分化・単身世帯に床面積別の住宅扶助上限額を新設） 平成30年度 現に大学に就学している者を世帯分離した時の住宅扶助費を減額しない措置の適用 令和2年度 住宅維持費（一般基準）の変更122,000円以内（年額）→ 121,000円以内（年額） （令和2年3月厚労省通知）・公営住宅は原則として代理納付とし、被保護者の委任状を必要としない ・家賃滞納者に対し、生活状況などを踏まえたうえで、原則代理納付とする。							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 直接、被保護者に支給する。代理納付を適用し家主等に支払う							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	住宅扶助費家賃代理納付の割合（％）	26.7	27.3	28.5	29.0	30.0	福祉事務所から大家等に直接支給している者の割合。
	②	住宅扶助費家賃代理納付（民間）の割合（％）	19.5	21.0	22.0	22.5	25.0	一般賃貸住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。
③	住宅扶助費家賃代理納付（都住）の割合（％）	75.5	70.9	75.3	76.0	80.0	都営住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続			継続					生活保護法に基づく経費であり、継続する。

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	68,071	71,093	3,022	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	1,920,102	1,863,263	▲ 56,839		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	27,336	31,349	4,013		
		扶助費	2,711,069	2,675,252	▲ 35,817		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	160	0	▲ 160		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,947,598	1,894,612	▲ 52,986		
		賞与・退職給与引当金繰入額	10,585	10,965	380		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 842,127	▲ 862,698	▲ 20,571		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	2,789,725	2,757,310	▲ 32,415	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 842,127	▲ 862,698	▲ 20,571				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 842,127	▲ 862,698	▲ 20,571				

行政費用のうち、住宅扶助費が約97%を占める。被保護者数の減少等による支出減となっている。
行政収入についても、被保護者数の減少等により、国庫負担金が減となっている。

問題点・課題	○被保護者の適切な住居の確保を支援するため、公営住宅の入居への勧奨が必要。 ○保護費が住宅費を下回る場合は代理納付はできないため、一部でも納付できるよう住宅供給公社等への働きかけが必要。 ○被保護者である単身の入居者が亡くなった際の、居室清掃や私物処理等で生じる貸主の負担について、処理等に要する経費をカバーできる保険への加入を貸主に働きかける必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	簡易宿泊所居住の被保護者に対し、ケースワーカーからの公営住宅への入所の勧奨を行っていく。	簡易宿泊所居住の被保護者に対し公営住宅に入居するよう勧奨を行い、実際の入居に結び付いた。	ケースワーカーが、簡易宿泊所居住の被保護者の生活状況等の把握を進め、公営住宅への入居勧奨を行う。
②	民間アパート居住の被保護者に対し家賃の代理納付を勧めていく。	代理納付について説明し、手続きを進め、代理納付の件数が増えた。	システム更改により、令和3年度からの都営住宅の共益費についても代理納付を行っている。
③	—	—	保険加入の働きかけとともに、ケースワーカーが、亡くなった被保護者の親族等に対して貸主への連絡を促す等、支援する。

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況議 (会 要質	平成22年 一定 住宅扶助費の大家、不動産屋への代理納付について
	平成26年度 二月会議 住宅扶助費の基準改定について
	平成27年度 六月会議 住宅扶助費の基準改定について

事務事業分析シート（令和3年度）										No1
事務事業コード		08-02-07			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		教育扶助			部課名		福祉部生活福祉課		課長名	伊藤
					担当者名		田村		内線	2657
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-03		教育扶助						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 25（ 1950 ）年度			根拠		生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等		保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		12 低所得者の自立支援						
目的		生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴う必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給することで、最低限度の生活保障するとともにその自立を助長することを目的とする。								
対象者等		困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人の各種学校は除外） （その他は、生活扶助と同じ）								
内容		被保護者の必要に応じ、下記により教育扶助を行う。 [教育扶助の範囲] ①義務教育に伴う必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴う必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴う必要なもの [教育扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ②保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。 [教育扶助の基準額]（令和2年度10月改定）※学習支援費の（ ）内は特別基準 ○一般基準 小学校 2,600円 中学校 5,100円 ○特別基準（学級費等）小学校 1,080円以内 中学校 1,000円以内 ○学習支援費 小学校 16,000円（20,800円）以内 中学校 59,800円（77,740円）以内								
経過		（以前は、生活扶助と同じ） 平成20年度 給食費を学校長口座へ納付開始 平成21年 7月1日 学習支援費を新設 平成30年10月1日 学習支援費を月単位の定額支給から実費支給に変更 令和元年 8月1日 教材費の代理納付を開始								
必要性		生活保護法に基づく事務事業のため必須である。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 基準額は、当該世帯の保護費に加算して支給する。教材代等は、教育委員会、学校長へ実費額の調査を行い決定する。場合により代理納付を適用し、学校口座に入金。給食費は原則代理納付。								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	給食費代理納付の割合（％）	91.7	98.6	97.7	97.9	98.0	福祉事務所から学校長に直接支払っている者の割合。		
	②	被保護世帯の児童生徒数（人）	254	216	203	180				
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
3年度		4年度								
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。						

(単位：千円)

問題点・課題

○被保護世帯の児童・生徒の健やかな成長を手助けするとともに、学校納付金滞納による悪影響等を防ぐため、今後も継続していく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き給食費の代理納付を積極的に実施していくとともに、滞納世帯に対して代理納付への切り替えを働きかける。	コロナ禍で給食拒否の世帯や私立中学校(弁当持参)に登校する世帯、不登校世帯等を差し引いた97.7%となった。	令和2年度の実績を維持するとともに、現在自主納付している未滞納世帯についても制度の理解に努める。
②	滞納世帯の把握に努めながら、教材費の代理納付を積極的に実施していく。	教材費の代理納付制度の周知を行った結果、令和元年度の18.8%を上回る21.2%の代理納付率となった。	学校等と連携し滞納世帯の状況把握を行ったうえで、代理納付数増に努める。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議 況（要 旨）	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-08		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	介護扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	加藤		内線	2623	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-01-04	介護扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。							
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。							
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。 〔介護扶助の範囲〕 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの） （介護保険の給付対象と同じ） 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送 〔介護扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。 3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。 〔介護扶助と介護保険給付の関係〕 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。 2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。（10割給付）							
経過	平成12年4月	介護保険導入により介護扶助新設。						
	平成26年7月	生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、介護保険法の指定があったものは、生活保護法指定介護機関のみなし指定となる。						
	平成27年4月	介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行。高齢者福祉課で委託事業として行われている訪問型サービス、通所型サービスの利用料及び居宅介護計画に係る費用においても介護扶助の対象となった。						
	平成28年4月	定員18人以下の通所介護が地域密着型通所介護へ移行された。						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 指定介護機関で現物給付。介護費の支払は、国民健康保険団体連合会に委託。一部、福祉用具購入、住宅改修、移送費は福祉事務所で支払い。被保険者は1割、被保険者以外は10割介護扶助。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	介護扶助受給者数	1,107	1,113	1,108	1211		介護扶助の利用者数
	②	みなし2号被保険者数	95	108	92	121		介護扶助を利用するみなし2号被保険者数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。						

[illegible]

備考	行政費用の約90%を介護扶助費が占める。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。同じ理由により行政収入についても収入減となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護費弁償金の介護扶助費分である。
問題点・課題	○介護扶助費の請求内容について介護券とのチェック等の管理が必要であるが、みなし2号（65歳未満）対象者の状況がシステムで対応出来ていない。

問題点・課題の改善策											
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	介護券と介護扶助費請求については、効率的な管理ができるように新システムで対応する。			介護券と介護扶助費請求については、効率的な管理ができるように3月稼働に向け準備した。			新システムを活用し、介護券や介護扶助費請求についてみなし2号対象者の状況を把握し、請求内容の一層の点検に努める。				
②											
③											
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区 ）				

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-09		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医療扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	加藤		内線	2623	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-05		医療扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。							
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。							
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。 〔医療扶助の範囲〕 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送 〔医療扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、 保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。							
経過	生活扶助と同じ。 平成19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。 平成26年度 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、生活保護法の指定医療機関及び薬局は、6年ごとの更新制度の導入。はり・きゅう師は、登録制から指定制度に変更。 平成27年1月1日難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、被保護者についても難病の医療費助成制度が適用された。 平成27年度 厚生労働省より、向精神薬の重複処方の適正化について対応の指示が出された。 平成30年度 厚生労働省通知により、頻回受診者の定義が改められた。 生活保護法改正により、「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月より必須事業となった。 10月より、後発医薬品の使用が原則化された（本人希望は不可）。							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 指定医療機関等で現物給付。医療扶助実施は、専門的知識・判断等を要し嘱託医3人に委嘱。医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金に委託。一部、移送費、治療材料費は福祉事務所で支払い。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	後発医薬品の使用割合（％）	76.1	84.7	84.4	86.6	85.0	国目標は80％
	②	入院件数の割合（％）	3.1	3.3	3.1	3.1		年間医療扶助件数のうち入院件数の割合
③	他法他施策への移行件数	-	-	30	20		難病、精神通院等	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。						

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	77,359	40,489	▲ 36,870	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	4,511,949	4,088,534	▲ 423,415		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	150,657	158,164	7,507		
		扶助費	6,181,088	5,592,893	▲ 588,195		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	48,673	45,700	▲ 2,973		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,711,279	4,292,398	▲ 418,881		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	12,029	6,245	▲ 5,784		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,559,197	▲ 1,347,229	211,968		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	6,270,476	5,639,627	▲ 630,849	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,559,197	▲ 1,347,229	211,968				
	特別費用(g)	101	11,055	10,954	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 101	▲ 11,055	▲ 10,954	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,559,298	▲ 1,358,284	201,014					

備考	行政費用の約99%を医療扶助費が占めている。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。同じ理由により行政収入についても収入減となっている。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護弁償金の医療扶助分となっている。
----	--

問	○頻回受診・向精神薬の二重処方等、囑託医と連携して適正化を図る必要がある。
題	○他法優先の原則に基づき、自立支援医療の資格管理を継続して管理していくことが必要である。

問題点・課題の改善策

問題点・課題の改善策				
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	自立支援医療などの他法他施策の活 用のために他課との連携を積極的に 図る。	レセプトの傷病名より、他法他施策 が受けられると思われる対象者を抽 出し、医療機関に確認後、該当者を 他法他施策に繋げた。	医療機関の協力を得ながら他課と 連携し、他法他施策の申請をサ ポートする。	
②				
③				

[illegible]

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		08-02-10		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		出産・生業・葬祭扶助		部課名		福祉部生活福祉課		課長名		伊藤			
				担当者名		川田		内線		2649			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-01-06		出産、生業、葬祭扶助									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 25（ 1950 ）年度		根拠		生活保護法・同施行令・同施行規則							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）							
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		12		低所得者の自立支援							
目的		生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。											
対象者等		①出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦 ②生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者 ③葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者											
内容		被保護者等の必要に応じ、下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 ◆出産扶助 ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） ◆生業扶助 ①生業に必要な資金、器具又は資料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労のために必要なもの ④高校等就学費（学級費、通学費、授業料、入学金、入学準備金、教材代等） ◆葬祭扶助 ①検案 ②死体の運搬 ③火葬又は埋葬 ④納骨その他葬祭のために必要なもの ◆実施原則 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ◆保護金品の交付者 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者 ◆基準額（令和3年度）出産扶助 306,000円以内 生業扶助 47,000円以内 葬祭扶助 212,000円以内											
経過		（以前は、生活扶助と同じ） 平成17年度 生業扶助に高校等就学費新設 平成21年度 高校等就学世帯に学習支援費新設											
必要性		生活保護法に基づく事務事業のため必須である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)					
	①	高等学校就学者数	90	94	93	95	100	生業扶助支給世帯数（学級費支給実績数÷12月）					
	②	技能習得費 延べ件数（件）	21	16	15	18	20						
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。									

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	葬祭費等	62, 407	扶助費	葬祭費等	66, 001	扶助費	葬祭費等	84, 539

備考	行政費用では、扶助費が約62%を占めている。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。 行政収入では、国庫負担金として44,292,280円の収入があった。
問題点・課題	○新たな技能・資格等を取得すること、高校を卒業することは被保護者の自立を助長することとなるが、生業扶助全体の支給件数は年々減少傾向にある。 ○コロナ禍で失業者数が増える中、生業扶助の果たす役割はより重要になっている。よって、今後は対象者に対する積極的な制度説明を実施し、より一層の周知を図っていく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	高等学校就学を支援するため、該当世帯に対し、生業扶助費支給申請を積極的に呼びかけていく。			高等学校就学を支援するため、該当世帯に対し、電話連絡等により生業扶助費支給申請を積極的に呼びかけた。			高等学校就学を支援するため、早い時期から該当世帯に対して情報提供を行って申請につなげる。		
②	技能習得費の一層の活用を図るため、就労支援員との連携を密にしていく。			技能習得費の一層の活用を図るため、ケースワーカーに対しても、当制度についての周知を図った。			就労支援事業との連携を図って意欲喚起を行い、技能習得費の活用を促進して自立につなげる。		
③									
他 施 状 況 実	(実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区)		
議 会 質 問 状 況 (要旨)									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	就労自立・進学準備給付金		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	福田、藤田		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-07	就労自立・進学準備給付金						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 26	（ 2014 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対し、直後の生活を支え再度保護に至ることを防止するための給付金を支給する。							
対象者等	【就労自立給付金】安定した職業に就いたことで保護廃止となった者 【進学準備給付金】大学等に進学するため世帯分離し保護廃止となった者							
内容	【就労自立給付金】 - 生活保護法第55条の4に基づき、安定した職業に就いたことで保護廃止となった者に就労自立給付金を支給する。 〔支給限度額〕単身世帯：10万円 複数世帯：15万円 【進学準備給付金】 - 生活保護法第55条の5に基づき、大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。 〔支給限度額〕①出身世帯の住居から転居せず、自宅から通学することとなる者 10万円 ②①以外の者（大学等への進学に当たって出身世帯の住居から転居し下宿等から通学することとなる者） 30万円							
経過	平成26年 7月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化） 平成30年 1月 生活保護法一部改正（「進学準備給付金」の法令化） 平成30年10月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の算定基準見直し） ※最低給付額 単身世帯2万円 複数世帯3万円、積立率を一律10%に統一							
必要性	国の被保護者に対する自立支援事業であり、再度保護に至ることを防止するためにも必要な事業である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①申請受理、審査 ②14日以内に決定 ③算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した額と上限額とのいずれか低い額を支給							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	就労自立給付金給付世帯数	40	40	23	30	40	令和3年度見込みには、令和2年対象者9名を含む
	②	進学準備給付金給付世帯数	12	15	4	25	20	
③	大学・専門学校等進学率	34.78%	36.84%	53.33%	55%	60%		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
継続		継続						
		生活保護法に基づく経費であり、継続する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では、扶助費が全体の約33%を占めている。就労自立給付金・進学準備給付金給付世帯数の減により、扶助費の経費減となっている。行政収入は国庫負担金として4,529,822円の収入があった。

【就労自立給付金】就労廃止が見込める対象者への周知について、自立支援係が担う就労支援事業やケースワーカーと連携しながら行っていく必要がある。

【進学準備給付金】被保護者の子どもの教育機会を拡大するために、対象者へは保護開始の説明時など早い段階で事前に周知することが重要である。

問題点・課題の改善策

施狀況

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

記録	平成30年度 九月会議 大学進学に伴う世帯分離について
----	-----------------------------

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-13		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	法外援護		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	宅野		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-01		自立促進支援金支給事業					
	01-02-02		入浴券					
	01-02-03		入院必需品					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	12 低所得者の自立支援						
目的	被保護者に対し、「東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱」及び「荒川区被保護者自立促進事業実施要綱」に基づいた自立支援に要する経費の一部を支給することで、本人及び世帯の自立の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	被保護者のうち福祉事務所長が認める被保護者世帯							
内容	【就労支援】 ☐ 就労支援費（求職活動にふさわしい服装、補助教材等購入費を支給） 【社会参加活動支援】 ☐ 社会参加活動費（高齢者が社会に貢献することで、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ） 【地域生活移行支援】 ☐ 生活支援事業（安定した日常生活を送れるよう支援） ☐ 住宅契約関係費（入居要件となっている鍵交換費等を支援） 【健康増進支援】 ☐ 健康増進費（日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理機器を購入した者に対し支援） 【次世代育成支援】 ☐ 高校および大学等進学支援費（進学、基礎学力向上の観点から、小学1～高校3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対して支援）							
経過	平成16年度末 平成17年度 平成17年7月 平成24年度 平成29年度	東京都による「見舞金支給事業」を廃止 東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施 東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始 東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合された 【次世代育成支援】において、中学3年生の支給上限額の増額、対象者を高校生までとする等、金額や対象者を拡大した						
必要性	被保護者の自立の促進を図ることで、自立支援機能の強化を促すことができるため、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	①支給時期	随時						
	②支給決定	被保護者からの申請に基づき決定し支給する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	就労支援（就職活動支援）	32	30	3	10	25	
	②	次世代育成支援（学習支援）	233	219	219	200	230	
③	地域生活移行支援（居宅清掃）	13	9	9	17	15		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		地域福祉区市町村包括事業の一部であり、継続する。				

No2									
(単位：千円)									
予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額		41,288	37,785	37,615	37,114	51,837	49,014	46,110	
決算額（3年度は見込み）		38,035	34,197	35,001	34,558	42,191	38,418	46,110	
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
	就労支援(延べ件数)	38	34	32	30	30	22	25	
	社会参加活動支援(延べ件数)	4	3	6	7	5	1	3	
	地域生活移行支援(延べ件数)	123	148	102	114	122	30	50	
	次世代育成支援(参加人数)	30	54	72	66	91	64	75	
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	入浴券印刷	408	需用費	入浴券印刷	406	需用費	入浴券印刷 等	431	
委託料	封入封緘委託	21	委託料	封入封緘委託	21	委託料	封入封緘委託	26	
役務費	郵送料	378	役務費	郵送料	347	役務費	郵送料	378	
扶助費	自立促進支援給付金等	41,382	扶助費	自立促進支援給付金等	37,644	扶助費	自立促進支援給付金等	45,275	
(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目	元年度	2年度	差額	勘定科目	元年度	2年度	差額	
	給与関係費	459	3,917	3,458	地方税等	0	0	0	
	物件費	809	774	▲ 35	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	14,579	14,004	▲ 575	
	扶助費	41,383	37,644	▲ 3,739	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	14,579	14,004	▲ 575	
	賞与・退職給与引当金繰入額	71	604	533	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 28,143	▲ 28,935	▲ 792	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	42,722	42,939	217	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 28,143	▲ 28,935	▲ 792	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 28,143	▲ 28,935	▲ 792	
	備考	行政費用では、扶助費が全体の約87%を占めている。物件費の内訳は、一般需要費405,622円、役務費347,219円、委託料21,022円となっている。 行政収入では、自立促進支援金支給事業が都補助金対象事業であるため、14,004,000円の収入があった。							
問題点・課題	○地域生活移行支援事業の住宅契約関係費（鍵交換等）と次世代育成支援事業の学習環境整備支援費（塾代等）は、需要も多く被保護者の自立を促す上で大変重要なため、ケースワーカーを通じて利用についての周知や勧奨が引き続き必要である。 ○自立促進支援給付金について、項目や金額等、需要に応じて内容を見直す。 ○入浴券について、返送分等の在庫枚数を精査し、購入枚数を調整する。								
問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容			令和2年度に実施した改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	次世代育成支援(塾代等)はケースワーカー等へ周知を行い、継続して適正な支援を実施する。			ケースワーカー連絡会等で周知を行い、兄弟で塾に通う世帯が増える等、特に次世代育成支援について効果があった。			就労支援事業と連携し、被保護者の就職活動の経費の支給実績の増を見込めるようにしつつ、ニーズの高い項目について検討する。		
②	-			-			塾代支給の対象児童をもつ被保護者に対し、ケースワーカーから早い時期に事業の周知に努める。		
③	依然として浴室を備えていない被保護者もいるため、状況把握をして実施を行う。			返送等の在庫枚数を精査し、購入枚数を調整した。			ケースワーカーによる訪問や電話での対応の際に、入浴券の使用状況を確認するなど、ニーズ把握に努めて購入枚数を精査する。		
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議会(要旨)質問状	平成28年度 六月会議 平成28年度 九月会議			生活保護世帯の大学等進学時の取扱いについて 生活保護家庭と一般家庭の進学率格差について					

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		08-02-16		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		施設委託保護費		部課名		福祉部生活福祉課		
				担当者名		川口		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-01		救護施設				
		01-01-02		更生施設				
		01-01-03		授産施設				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 40（ 1965 ）年度		根拠		生活保護法第30条及び第38条等		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		授産施設事務費取扱要領（民生局通知）		
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		12 低所得者の自立支援				
目的		身体上または、精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者、近い将来に社会復帰できる見込があるが、身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う。						
対象者等		身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な者 養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者						
内容		○救護施設は全国で約190施設ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。 ・救護施設：昭島荘、優仁ホーム、厚生園、あかつき（精神疾患寛解者） 救護施設の在籍者数（令和3年4月末現在） 4名 ○更生施設は全国で19施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。 また、更生施設以外に、住居のない要保護者の世帯を対象にした宿所提供施設がある。 ・更生施設：塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、けやき荘、しのばず荘、さざなみ苑（旧潮見寮） ・宿所提供施設：西新井栄荘、小豆沢荘、葛飾荘、南千住荘 更生施設の在籍者数（令和3年4月末現在） 42名 ○日常生活支援住居施設の在籍者数（令和3年4月末現在） 11名						
経過		昭和40年4月 施設が所在する区へ移管（戦後、東京都が一元的に運営） 昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管 平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託 平成11年8月 さざなみ苑開設（平成13年度通年化） 平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等 平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。 平成27年12月 特人厚：「厚生関係施設再編整備計画」を策定。 平成30年8月 特人厚：「厚生関係施設再編整備計画」を策定。 令和2年10月 日常生活支援住居施設の認定が開始される（無料低額宿泊所からの転換）						
必要性		生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 特人厚バックアップセンターへ入所調整を依頼し、入所決定後、各施設と個別に入所手続きを行う。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	更生施設利用 延べ件数	705	879	908	950		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	生活保護法に基づく施設保護の経費であり、継続する。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	26,507	20,450	▲ 6,057	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	67,595	75,822	8,227		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	16,466	22,146	5,680		
		扶助費	102,715	91,850	▲ 10,865		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	84,061	97,968	13,907		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	4,122	3,154	▲ 968	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 49,283	▲ 17,486	31,797			
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
		行政費用合計(b)	133,344	115,454	▲ 17,890	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 49,283	▲ 17,486	31,797			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 49,283	▲ 17,486	31,797				

備考	行政費用では、扶助費が全体の約80%を占める。内訳としては救護施設・更生施設・授産施設への委託保護費となっている。行政収入では、国庫負担金として75,822,000円の収入があった。
----	---

問題点	○単身女性の更生施設入所枠が特に不足していることから、他にも入所可能な施設の確保が必要である。 ○更生施設の入所まで数週間を要することから、切れ目のない支援のため迅速な入所決定が必要である。 ○更生施設指導員との連携は、被保護者の自立を促進するための社会資源活用として有効であることから、ケースワーカーにとっては、更生施設の特性を習得する機会が必要である。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	女性の受け入れ可能な宿泊所等の把握のため、他区との情報交換等を活用し、支援に適した宿泊所の確保に努める。	近隣区で女性用日常生活支援住居施設を把握し、活用した。	各種依存症等の様々な課題を抱えた女性が増加している。日常生活支援住居施設や更生施設を活用した支援体制を整える。
②	各施設ごとに強みや特色が異なることから、利用者に合った施設を活用し、自立を促進する。	被保護者との面談等を通じて支援に適した施設を選定し、通院しやすい医療機関と連携した支援を行った。	更生施設を始めとした社会資源とのつながりを確保し、被保護者各自に応じた柔軟な支援体制を整える。
③	前年度の施設以外を選定し、引き続き見学会を開催することで、更生施設が自立支援のための選択肢となるよう配慮する。	コロナ禍により、前年度のような規模での施設見学は出来なかったが、更生施設への少人数での見学を開催した。	コロナの状況を注視しつつ可能な限り施設見学を開催し、更生施設や日住等の社会資源について、職員間で情報共有を図る。

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援事務費		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	福田、藤田		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-14-01		中国残留邦人支援事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	の支援に関する法律			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	中国残留邦人等に対して、生活保護法に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。							
対象者等	被支援給付者等							
内容	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務の執行に要する経費 ・会計年度任用職員設置費（支援相談員2名分） ・共済費（支援相談員2名分） ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・特別旅費（支援相談員2名分 家庭訪問調査・病院訪問調査） ・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係） ・扶助費（日本語学校等通学交通費）							
経過	平成19年11月 「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する。 平成20年 4月1日 法律の一部の施行に伴い、中国残留邦人等支援給付事業を開始する。 平成26年10月1日 「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる							
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） （委託業務）・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・システム保守							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	日本語教室等利用延べ件数	316	263	0	120	250	令和2年度は新型コロナの流行により不参加
	②	通院同行延べ件数	188	107	70	120	100	令和2年度は新型コロナの流行により件数が減
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		6,339	12,310	6,301	8,037	6,190	6,674	6,470
決算額（3年度は見込み）		5,937	6,652	5,896	7,640	5,845	6,577	6,470
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	報酬	4,181	4,181	4,207	4,207	4,208	4,068	4,122
	特別旅費	36	26	37	28	25	135	158
	役務費	33	33	33	0	36	37	37
	委託料	715	1,468	714	2,541	705	706	57

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	支援相談員報酬	4,208	報酬	支援相談員報酬	4,068	報酬	支援相談員報酬	4,122
共済費	社会保険料	629	共済費	社会保険料	746	共済費	社会保険料	759
旅費	支援相談員旅費	25	旅費	支援相談員旅費	135	旅費	支援相談員旅費	158
需用費	消耗品	98	需用費	消耗品	98	需用費	消耗品	110
役務費	郵送料（各種通知）	36	役務費	郵送料（各種通知）	37	役務費	郵送料（各種通知）	37
委託料	システム保守、レプト点検等	705	委託料	システム保守、レプト点検等	706	委託料	レプト点検等	57
扶助費	日本語学校等通学費他	148	職員手当	支援相談員職員手当	787	扶助費	日本語学校等通学費他	362

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				元年度	2年度	差額	勘定科目				元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	5,295	6,099	804	行政収入	地方税等	0	0	0				
		物件費	861	976	115		国庫支出金	2,614	2,756	142				
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0				
		扶助費	147	0	▲ 147		分担金及び負担金	0	0	0				
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0				
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,614	2,756	142				
		賞与・退職給与と引当金繰入額	71	208	137		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,760	▲ 4,527	▲ 767				
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0				
行政費用合計(b)				6,374	7,283	909	通常収支差額(c)+(d)=(e)				▲ 3,760	▲ 4,527	▲ 767	
特別費用(g)				0	0	0	特別収入(f)				0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)				0	0	0	当期収支差額(e)+(h)				▲ 3,760	▲ 4,527	▲ 767	

備考	行政費用では、給与関係費が全体の約83%を占めている。行政収入では国庫補助金として203,000円、国庫委託金として2,552,553円の収入があった。
----	--

問題点	○給付対象者は幼少期から中国に居住しているため、生活習慣の違いにより地域との繋がりが薄い。 ○全員高齢者のため日本語習得が困難であり、通院時や関係機関との連絡・調整の際には支援相談員のサポートが欠かせない。
-----	---

問題点・課題の改善策

問題点・課題の改善策				
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	法に基づく、生活実態に則した適正な支援を引き続き行い、併せてシステム更新等も行う。	コロナ禍においても、都度確認を取りながら必要な支援を行った。また、電子決裁のシステムを一部導入した。	給付対象者の高齢化に伴い、新たに必要となる支援を適切に導入できるよう、介護保険課や介護事業所等との一層の連携を図る。	
②				
③				

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実施状況

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-19		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援給付事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	福田、藤田		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-14-02		中国残留邦人支援給付費					
	01-14-03		中国残留邦人配偶者支援金					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	の支援に関する法律、生活保護法			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	中国残留邦人等に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者で、一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。							
内容	・被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 ・生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。 ①生活支援給付費 ②住宅支援給付費 ③教育支援給付費 ④介護支援給付費 ⑤医療支援給付費 ⑥葬祭支援給付費等 ⑦配偶者支援金 ・金銭給付を原則とするが、医療扶助や介護扶助等の金銭給付できない場合は、現物給付により行う。 ・世帯数と人員 （令和元年）23世帯 29名 （令和2年）22世帯 28名 （令和3年度）21世帯 27名							
経過	平成19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示 平成19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告 平成19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定 平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。 平成20年 4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始 平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」となる。配偶者支援金創設。 令和2年4月1日 一般地区のケースワーカーから保護調整係へ支援の担当を切り替えた							
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に基づいて実施する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	配偶者支援金 延べ件数（件）	73	72	64	60	60	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			80,588	81,404	92,585	95,245	95,765	71,813	65,966
決算額（3年度は見込み）			69,863	80,402	90,313	79,433	58,796	69,428	65,966
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	生活支援給付費延べ人員		398	399	418	364	343	328	324
	生活支援給付費（千円）		25,062	24,998	26,308	23,529	21,612	20,575	20,241
	その他支援給付費（千円）		44,801	55,404	64,005	55,904	37,184	48,853	42,077
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	55,675	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	66,605	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	62,318	
扶助費	配偶者支援金	3,120	扶助費	配偶者支援金	2,823	扶助費	配偶者支援金	3,648	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,753	499	▲ 2,254	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	70,620	60,027	▲ 10,593		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	2,559	0	▲ 2,559		
		扶助費	58,796	69,428	10,632		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	18	18		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	73,179	60,045	▲ 13,134		
		賞与・退職給与引当金繰入額	428	77	▲ 351		行政収支差額(a)-(b)=(c)	11,202	▲ 9,959	▲ 21,161		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	61,977	70,004	8,027		通常収支差額(c)+(d)=(e)	11,202	▲ 9,959	▲ 21,161		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	11,202	▲ 9,959	▲ 21,161				

備考	行政費用の約99%を扶助費が占めている。被支援者の高齢化による医療支援費・介護支援費の需要の増加にともない経費増となった。行政収入では、都負担分の被支援者が元年度に亡くなったことから都負担金が減収となっている。
----	---

問題点	○給付対象者が全員高齢者となり、新規で介護サービスの利用を開始する等、介護扶助費が増加の傾向にある。また、通院・入院の回数も増え、医療費も増加している。安定した生活維持のため、介護保険制度を熟知した上での支援が必要である。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	法に基づく適切な支援給付を行うこと で、対象者が安定した生活を送れる よう支援し、併せてシステム更新 等を行う。	コロナ禍においても、都度確認を取 りながら必要な支援を行った。ま た、電子決裁のシステムを一部導入 した。	給付対象者の高齢化に伴い新たに 必要となる支援を適切に行ってい けるよう、介護保険課や介護事業 所等との一層の連携を図る。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実況の区
状況

議 況	平成31年 予算特別委員会 本制度で支給が受けられる外国人について
-----	-----------------------------------

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	健康管理支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	加藤		内線	2623	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-04-05	健康管理支援事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 28	（ 2016 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	被保護者のレセプトデータおよび健康診査データを活用して、糖尿病による重症化予防対象者等の選定と保健指導を実施することで、生活習慣の改善および適切な医療機関の受診・服薬管理等を図り、あわせて医療費の軽減、医療扶助等の適正化を目的とする。							
対象者等	被保護者のレセプトデータや健康診査等において、専門的な支援が必要と思われる者を担当ケースワーカーと協議の上、対象者を抽出する。							
内容	[健康管理支援の流れ] 1 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し、糖尿病による重症化予防対象者等の選定を行い、保健指導を実施するための計画を立てる。 2 計画に基づき、支援対象者に対して面接等を行い、保健指導（服薬管理・食事療法・運動療法等）を行う。 3 面接等の保健指導結果をもとに生活保護受給者の疾病構造等を把握して、課題分析や効果的な対策等の医療費分析を行う。 4 分析結果を参考にし、糖尿病等の悪化、重症化を阻止・遅延させる。							
経過	平成26年12月	厚生労働省が「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」で地方自治体における健康管理の取組の具体的な強化策を取りまとめる						
	平成27年 4月	生活保護適正化等事業に健康管理支援事業が創設						
	平成28年11月	区が健康管理支援事業を開始						
	平成30年6月	生活保護法改正（健康管理支援事業の法制化）						
	令和元年4月	診療報酬明細書（レセプト）点検業務と健康管理支援事業の業務委託を一体的に実施						
	令和3年1月	「健康管理支援事業」が必須事業として施行。						
必要性	被保護者の健康状態の維持・改善と医療扶助の適正化を図るために必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し保健指導が必要な対象者を抽出し、区と受託者の協議により指導方針等を決定する。決定後、受託者が保健指導を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	保健指導実施者数	14	31	23	50	35	
	②	病院同行（延べ回数）	-	-	10	10		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		平成30年生活保護法改正により法制化されたため重点的に推進した。令和3年1月より必須事業となったため、引き続き推進していく。				

(単位：千円)

問題点・課題

本事業は委託により実施しており、行政費用の約76%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫負担金が1,439,183円、国庫補助金が3,960,000円の収入があった。

○国から支援対象者の抽出に健康増進法に基づく健康診査データの活用を促されているため、被保護者の受診勧奨が必要である。

○病気に対する意識はあるが、具体的な改善方法を実践するための意欲に欠ける被保護者が多いため、より粘り強い支援が必要である。

問題点・課題の改善策

		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容		令和2年度に実施した 改善内容および評価		令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	病院同行を業務委託内容に加えること で、主治医を交えた支援を行って いく。	健康診査の受診勧奨を行う。		基準改定時の一括発送書類に、健康 診査受診の受診勧奨の書類（保護の しおり）を同封した。		担当ケースワーカーとの連携をよ り強化し、病院同行を実施するこ とで、受診指導を行う。	
②							
③							
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区 ）		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神保健福祉事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	宅野		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-04-01		精神保健福祉事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	精神障害や精神疾患の被保護者に対して、専門的知識を活用した指導や支援を行うことで、社会的な自立促進を図ることを目的とする。							
対象者等	精神障害又は精神疾患（認知症及び知的障害を含む）の可能性のある要・被保護者で、安定した在宅生活を営むことが困難であり、精神障害について専門的な支援が必要と荒川区が判断した者を対象者とする。							
内容	事務事業 生活保護行政運営事務費より一部組替えにより作成 対象者の社会的な自立の促進を図ることを目的として、以下の業務を行う。 ①居宅生活支援 居宅の受給者で医療機関への未受診、服薬管理ができない等、生活上の自己管理が困難な者について、担当ケースワーカーと連携のもと、専門的な立場から相談、助言を行うこと。 ②社会復帰促進支援 就労、作業所などにおける訓練、ボランティア活動など、社会参加が可能な受給者に対して、専門的知識を活用して、相談、助言を行うこと。 ③退院促進支援 症状が安定し、地域での受入れ条件が整うことにより受給者が退院可能になる場合、適切な受入れ条件が整備できるように担当ケースワーカーへ助言、援助を行うこと。							
経過	平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成30年度 支援員を1名から2名に増員							
必要性	精神疾患を患う被保護者は日常生活に支障をきたす場合が多いため、専門的知識を活用した指導・支援を行う必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	医療機関同行	54	85	68	75	80	
	②	ケースカンファレンス参加数	23	34	18	25	30	
③	依存症患者対応数	8	7	10	5	5		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	精神疾患を患う被保護者に対しては、専門的知識を活用した指導・支援を行う必要があるため事業を継続する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費		0		行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額		0			行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
		その他行政費用					金融収支差額(d)			
	行政費用合計(b)	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	0	0		
	特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	0	0			

備考

問題点・課題

精神疾患を患っているという自覚の薄い被保護者が増える傾向にあるため、適切な支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	被保護者のニーズや支援の効果を見える化するため、支援内容指標を作成する。	依頼時に、依頼票に希望する支援の内容を記載することで、ニーズに沿った支援が出来た。	精神保健福祉士とケースワーカーとの連携を一層密にし、被保護者一人ひとりの病状等状況を一覧に整理して援助方針に反映させる。
②			
③			

他区の実
施状況

(实施)	21	区	未实施	1	区	不明	0	区)
未实施区 足立区								

議 会 質 問 状 況
(要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-23		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高齢者居宅支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	高橋		内線	2658	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-04-02		高齢者居宅支援事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	65歳以上の被保護者のうち、生活状況が安定した世帯等を対象に、自立支援、介護サービス等の確認、福祉サービス等の利用に係る相談・援助、及び関係機関との連絡調整等、ケースワーカー業務の補助を行うことを目的とする。							
対象者等	①～③の1つ以上に当てはまる被保護者 ①生活状況が安定している高齢者（65歳以上） ②介護保険法に規定する「要支援」及び「要介護」の認定を受けている者 ③その他福祉事務所長が認めた者							
内容	事務事業 生活保護行政運営事務費より一部組替えにより作成 ○委託料（高齢者居宅介護支援事業事務） ・介護サービス等の確認 ・医療券に関する意見書等の発券に係わる事務補助 ・施設入所及びその事務補助 ・訪問実施及びケース記録（補助）の作成 ・システム入力事務（一時扶助・年金改定時の入力含む） 令和3年度 委託料 51,216,000円							
経過	平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式） 平成30年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式）							
必要性	生活保護事業を適正に実施するための事務経費であり、必須である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） [委託業務] ・ 高齢者居宅介護支援事業							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	生活保護の高齢者世帯の支援のため必要な事業である。						

(単位：千円)問題点・課題

○年数の経過により、高齢化が進み、認知症の発症や入退院等で対応が困難となる被保護者世帯が増加している。

○高齢者単身世帯の増加により、入退院や施設入所の際の一時的・短期的な金銭管理等、あらゆる場面においてケースワーカーの支援を要するケースが増加している。

問題点・課題の改善策

施狀況

(実施)	1	区	未実施	21	区	不明	0	区)
実施	中野区							

議 会 の 議 決 の 内 容	平成24年	一定	ケースワーカー業務の外部委託の導入について
	平成25年	一定	福祉事務所現業職員の適正配置と養成の強化について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-24		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	金銭管理支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	伊藤	
			担当者名	宅野		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-04-03	金銭管理支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	金銭を計画的に消費していくことが困難な被保護者に対して、きめ細かな支援を行うことにより、安定した日常生活を営みその意欲や能力向上をさせ、その者の自立の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	心身上の理由等により、自ら金銭管理を行うことが困難な者福祉事務所長が必要と認める被保護者とする。							
内容	事務事業 生活保護行政運営事務費より一部組替えにより作成 金銭管理支援事業の内容は、次のとおりとする。 ①事業対象者の生活保護費等の収入から、生活に必要な経費の支払を代行し又は当該経費の支払を計画的に行うことができるように必要な額を事業対象者に分割して渡す。 ②家賃等、公共料金等の日常的な債権の支払代行する。 ③預貯金通帳の預かり等の財産管理する。 ④病院の入院患者・施設の入所者・自立困難な在宅高齢者等の日用品の購入及び送付する。 ⑤金銭管理支援事業に伴う各種相談及び助言する。 通常支援：訪問あり 限定支援：訪問なし							
経過	平成31年度 金銭管理支援事業業務委託 令和3年度 単価設定を2段階にする（通常・限定）							
必要性	認知症等を患う被保護者が増加傾向にあり、金銭管理において支障をきたす事例が後を絶たないため必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	支援対象者数（件）	-	100	120	180	220	全被保護者に対する支援対象者の割合 全支援者に対する65歳以上の支援者の割合
	②	支援対象者割合（％）	-	1.6	2.0	2.9	2	
	③	高齢者割合（％）	-	78.7	76.4	80.0	80	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	支援対象者が増加傾向にあるため、継続する。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額								－	28,380
決算額（3年度は見込み）								－	28,380
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	金銭管理支援申込者数		-	-	-	-	135	123	180
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
			委託料	金銭管理支援事業	26,966	委託料	金銭管理支援事業	28,380	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費		0		行政収入	地方税等			
		物件費					国庫支出金			
		維持補修費					都支出金			
		扶助費					分担金及び負担金			
		補助費等					使用料及び手数料			
		減価償却費					その他			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額		0			行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0
		その他行政費用				金融収支差額(d)				
行政費用合計(b)	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	0	0			
特別費用(g)				特別収入(f)						
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	0	0			

備考

問題点・課題

- 金銭管理が難しく、客観的にみて支援が必要と思われる被保護者でも、本人同意を得られない場合があるので、支援の必要性について、自覚を促す必要がある。
- 短期入院等の金銭管理支援事業での対応が難しいケースもあるため、支援方法についてはさらに検討を続ける必要がある。
- 被保護者の高齢化が進につれ、金銭管理支援の必要な対象者が増加傾向にある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ニーズが増加傾向にあるため、事業規模を拡大する。	支援対象者を100人から130人に拡大し、事業の充実を図った。	高齢化に合わせた事業規模の拡大を検討する。なお、今年度から支援内容を通常と限定の二区分に分けた。
②			
③			

他 区 の 実 況	(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区)			
	実施：足立区、北区、板橋区、豊島区、杉並区、中野区、世田谷区、目黒区、品川区、中央区、千代田区、葛飾区、江戸川区、新宿区			
	未実施：港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、渋谷区、練馬区			

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-02-25		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	生活困窮者自立支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	北村	
			担当者名	篠原		内線	2624	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-17-01		生活困窮者自立支援事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	生活困窮者自立支援法、荒川区生活困窮者自立支援事業実施要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護に至る前段階である生活困窮者の自立に向け、生活を取り巻く本人の状況に応じた様々な生活相談を受け、包括的かつ継続的な支援を行うとともに、就労等の支援体制の整備を行う。							
対象者等	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。							
内容	○生活困窮者自立相談支援機関である「仕事・生活サポートデスク」にて、経済的な問題及び仕事・住居等に不安を抱える対象者の相談を受け、課題の把握とともに適切な支援を検討するほか関係機関へ繋ぐ。 ○課題等の状況により支援プランを作成し、ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関と連携しながら就労支援及び就労準備支援、住居確保給付金支給等を実施する。 【必須事業】 ・生活困窮者自立支援事業（就労支援事業）・被保護者就労支援事業・住居確保給付金 【任意事業】 ・就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業・家計改善支援事業（令和2年度開始） ・子どもの学習・生活支援事業（子育て支援課所管）							
経過	平成21年 6月 平成21年10月 平成26年 3月 平成27年 4月 平成28年 4月 令和 2年 4月 令和 3年 4月	区独自事業として、仕事生活サポートデスクを常設設置 厚労省の経済危機対策として住宅手当緊急特別措置事業（住宅支援給付）の開始 厚労省の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業であった住宅支援給付の終了 生活困窮者自立支援法施行。 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する支援の強化を図るため、福祉事務所設置自治体において、必須2事業と任意事業による自立支援事業を実施。区独自であった「仕事・生活サポートデスク」を自立相談支援機関に位置付け。 就労支援員、専門相談支援員（メンタル相談）を追加配置し相談支援体制を強化するとともに、就労準備支援事業を実施。 家計相談専門員を配置、収支バランスの崩れている生活困窮者への支援体制を強化。 被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施						
必要性	第2のセーフティネットとして平成27年度から全国的に実施された事業であり、平成30年6月には生活困窮者自立支援法が改正され生活困窮者への支援の充実を図っており、必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 庁内に直営の相談支援の窓口「仕事・生活サポートデスク」を設置し、庁外に委託の就労準備支援事業所を開設。ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関との連携による支援を実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	仕事・生活サポートデスク相談件数	2,975	2,659	4,570	2,940	3,500	R2年は支援プラン作成省略が可能なため減少
	②	支援プラン作成件数	146	89	28	240	200	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進		推進	平成28年度に支援員の増員及び就労準備支援事業を開始。令和2年度には新たに家計相談専門員を配置し、生活困窮者への支援体制を整えており、今後とも推進していく。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		12,672	26,161	25,212	24,944	25,254	150,044	145,498
決算額（3年度は見込み）		8,860	22,886	22,862	24,440	24,963	148,222	145,498
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	仕事・生活サポートデスク相談件数	1,653	2,320	2,700	2,975	2659	4570	3500
	支援プラン作成件数	45	97	120	146	89	28	240
	住居確保給付金新規支給決定者数	12	4	6	15	15	456	400
	（平成26年度以前は住宅支援給付）							

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	10,609	報酬	会計年度任用職員報酬	14,705	報酬	会計年度任用職員報酬	12,555
共済費	非常勤職員社会保険料	1,534	職員手当	会計年度任用職員手当	2,337	職員手当	会計年度任用職員手当	2,020
需用費	事務用品、PC用品	199	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,413	共済費	会計年度任用職員社会保険料	1,823
委託料	就労準備支援事業業務委託	9,665	需用費	事務用品	395	需用費	事務用品、案内リーフレット	348
役務費	郵便料	20	委託料	就労準備支援事業業務委託	9,754	委託料	就労準備支援事業業務委託	9,754
扶助費	住居確保給付金	1,982	扶助費	住居確保給付金	116,962	扶助費	住居確保給付金	118,016
旅費	非常勤職員旅費	60	役務費・旅費	郵便料・会計年度任用職員旅費	1,088	役務費・旅費	郵便料・会計年度任用職員旅費	982

(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目				勘定科目				
		元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	行政費用	給与関係費	17,938	29,169	11,231	行政収入	地方税等	0	0
		物件費	9,806	11,804	1,998		国庫支出金	17,731	121,651
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0
		扶助費	2,709	116,962	114,253		分担金及び負担金	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	17,731	121,651
		賞与・退職給与引当金繰入額	310	1,888	1,578		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 13,032	▲ 38,172
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	30,763	159,823	129,060	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 13,032	▲ 38,172		
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 13,032	▲ 38,172			

備考	行政費用では、扶助費が最も多く全体の約73%を占める。住居確保給付金の支給要件緩和により経費増となった。行政収入では、国庫負担金が110,365,827円、国庫補助金が11,285,000円の収入があった。
----	---

問題点	○住居確保給付金の申請件数は横ばいで推移すると思われる。 ○生活困窮者に対する相談の際、個々の状態にあわせた支援を実施するため、支援相談員が様々な施策を熟知し、高度な相談スキルが求められる。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	急激に増加する住居確保給付金の申請について、相談及び事務処理体制の強化を図る。	他部署からの応援職員配置、会計年度任用職員（事務補助員）の増員等により体制を強化し、適切な支給処理を行うことができた。	事務処理体制を事務職員・会計年度任用職員とともに共有し、適切な相談体制を構築していく。
②	各相談員の専門知識を全員で共有できるよう、適宜情報交換や職場内研修を行って全体の相談スキルアップを図る。	スタッフ会議による情報交換のほか、東京都のオンライン研修を活用し、実際の支援相談時に反映させた。	スタッフ会議による情報共有の場を以前より増やし事務職員や相談員ともに情報の共有を図る。
③	地域包括支援センターや介護事業者など各家庭に関わる事業者に働きかけ、対象者への周知に努める。	地域包括支援センターへのアウトリーチのほか、ひきこもり家族会の会合参加など、対象者に情報が届くよう周知し支援に繋がった。	社会福祉協議会や関係各機関に周知し、区民に分かりやすいものとする。
他 施 区 状 況 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 生活困窮者自立支援法に基づく必須事業であり、全区が実施。 任意事業についても、いずれかの事業を全区が実施。		
議 会 （ 要 旨 ）	平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援法の運用にあたって」 平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施の検討について」		